

第 10 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援 業務委託に係るプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「第 10 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託」について、最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の観点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名

第 10 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託

(2) 履行期間

契約確定日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 履行場所

練馬区役所本庁舎（練馬区豊玉北 6-12-1）など練馬区（以下「区」という。）が指定する場所

(4) 業務内容

別紙 1 「第 10 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託内容説明書」のとおり

(5) 概算経費

令和 7 年度 24,453,000 円（税込）

令和 8 年度 未定

※ 概算経費を超えた見積金額の提案は失格とする。

※ 本件経費については、予算の審議前のため額が変動することがある。

また、令和 7 年第一回練馬区議会定例会において令和 7 年度予算が成立し、配当されたときに効力を生ずるものとする。

(6) 契約について

本プロポーザルは、2 か年度にわたる第 10 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務に関する提案書等の提出を求めて評価を行い、令和 7 年度の委託先候補を選定するものである。契約は単年度毎に行い、令和 7 年度の委託業務の実施状況等を勘案して、令和 8 年度の契約を行うものとする。また、委託契約者が、業務の一部を再委託する場合、再委託協議書を作成し、担当へ提出して承諾を得なければならない。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 練馬区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 自治体で老人福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託または、これに類似する業務実績があること。

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

4 選定方法

4-1 日程（予定）

1	プロポーザル募集要領等の公表	令和 7 年 1 月 24 日（金）
2	質問受付期間	令和 7 年 1 月 24 日（金） ～ 2 月 6 日（木）
3	質問回答日	令和 7 年 2 月 12 日（水）
4	参加表明届提出期限	令和 7 年 2 月 14 日（金）
5	企画提案書等提出期限	令和 7 年 2 月 28 日（金）
6	一次審査（書類選考）	令和 7 年 3 月 12 日（水）
7	二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和 7 年 3 月 26 日（水）
8	二次審査 結果通知	令和 7 年 3 月 28 日（金）
9	契約締結	令和 7 年 4 月中旬

4-2 質問回答

募集に関する質問は「質問票」(様式1)に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

(1) 受付期間

令和7年1月24日(金)～2月6日(木)午後5時

※ 期限を過ぎてから提出された質問は受け付けない。

(2) 質問方法

電子メール

※ 質問メールを送付した旨を担当部署まで連絡すること。

※ 電話およびFAXによる質問は受け付けない。

(3) 担当部署

高齢施策担当部高齢社会対策課計画係 横沼

電子メール:koureitaisaku02@city.nerima.tokyo.jp

(4) 回答方法

令和7年2月12日(水)に事業者名を伏せたうえでホームページに公表する。

なお、質問者へは電子メールで回答する。

4-3 プロポーザルへの参加表明

参加を希望する者は、「プロポーザル参加表明届」(様式2)を以下のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和7年1月24日(金)～2月14日(金)午後5時

(2) 提出方法

持参、郵送、電子メール

※ 郵送の場合は記録の残る方法で送付し、送付した旨を「8 問合せ先・担当」まで連絡すること。

(3) 提出場所

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 (練馬区役所西庁舎3階)

高齢施策担当部高齢社会対策課計画係

4-4 参考資料および関連情報

必要に応じて、以下をホームページから参照すること。

※ 冊子の提供を希望する場合は、「8 問合せ先・担当」まで連絡すること。

(1) 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6年3月)

(2) 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版(令和6年3月)

(3) 練馬区高齢者基礎調査報告書(令和5年3月)

(4) 練馬区高齢者基礎調査報告書 概要版(令和5年3月)

(5) ねりまの福祉 令和6(2024)年版(令和6年9月)

(6) 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた答申(令和5年10月)

- (7) 第3次みどりの風吹くまちビジョン 基本計画・アクションプラン〔戦略計画〕
(令和6年3月)
- (8) 練馬区地域福祉計画 (令和2年3月)
- (9) 第10期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための論点 (令和6年8月1日開催第9期第1回練馬区介護保険運営協議会 資料)
- (10) 今後の認知症に対する施策の動向 (令和6年11月19日開催第9期第2回練馬区介護保険運営協議会 資料)

4-5 企画提案書等の提出

参加を希望する者は、以下の内容で企画提案書等を提出すること。また、区が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

(1) 受付期間

令和7年2月13日(木)～令和7年2月28日(金)午後5時

(2) 提出方法

事前に電話連絡の上、提出場所に持参すること(郵送不可)。

(3) 提出場所

練馬区役所西庁舎3階 高齢施策担当部高齢社会対策課計画係

(4) 提出書類

下表の書類を1セットごとに、左綴りのA4判ファイルに記載の順番で綴ること。

ファイルの表紙に「会社名」を記載すること。提出書類ごとに目次インデックスをつけること。

No.	提出書類	提出部数
1	会社概要【様式4】	正本1部＋ 副本11部
2	個人情報保護の取組について	
3	類似業務の受託実績【様式5】	
4	業務工程表(令和8年度の計画策定まで)	
5	業務実施体制【様式6】	
6	予定技術者の資格、経歴および同種または類似業務実績【様式7】	
7	企画提案書	
8	見積書(令和7・8年度の見積金額と積算内訳がわかるもの)	
9	直近の決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書)	
10	東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し(裏面印鑑証明部分も含む)	
11	法人登記事項証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可)	

(5) 企画提案書

つぎの業務内容の具体的な実施方法や提案について、合計 20 ページ以内で企画提案書を作成すること。

ア 第 10 期計画策定に向けた高齢者施策および介護保険制度の課題と方向性

※ 第 10 期計画では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に認知症施策推進計画を包含することを予定している。

イ 高齢者基礎調査業務

※ 回収率の向上やこれから高齢期を迎える方を含めた幅広い世代の意見を取り入れられるような調査の実施方法等についても、提案すること。

ウ 介護保険給付実績分析・介護保険料算定支援

エ 基礎資料の作成支援

オ 練馬区介護保険運営協議会および区内検討会議の運営支援

カ 印刷物等の作成

キ その他提案事項

(6) 企画提案書等の差し替えおよび再提出

受付期間後の企画提案書・参加申込書の差し替えおよび再提出は認めない。

4-6 プロポーザルへの参加辞退

企画提案書等を提出した後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」(様式 3) を「8 問合せ先・担当」に持参すること。

4-7 一次審査

参加資格を満たす者について、提出書類に基づき審査を行う。基準を満たした者のうち、合計点の高い 3 者程度を一次審査通過とする。審査結果は、令和 7 年 3 月 14 日(金)以降に提案書等を提出した者全員に書面で通知する。

4-8 二次審査

一次審査を通過した者について、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

(1) 実施日(予定)

令和 7 年 3 月 26 日(水) 午後

(2) 選考時間

1 事業者あたり 35 分(プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 15 分)

(3) 説明者

説明者は 3 名以内とし、本業務を受託した際の主な担当となる者(主任技術者)および実務に従事する担当技術者を含むものとする。

(4) 注意事項

ア プロジェクター、パソコンを接続するコード(HDMI)およびスクリーンは区が用意

をする。パソコンは参加事業者が準備すること。

イ 本業務を中心的に遂行する主任技術者を定めること。主任技術者は、老人福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務の経験を有する者であること。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年3月28日（金）以降に書面により通知する。

4-9 評価項目

一次審査および二次審査の評価項目については下表のとおりとする。

一次審査

評価項目	評価の視点
安定性・継続性	(1)利益を上げる力の有無 (2)事業効率の状況 (3)資金力の有無 (4)借入金の返済能力の有無 (5)経営の安定性
組織体制	(1)個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2)法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組
事業実績	(1)本事業と同種の事業の業務実績
区内事業者か否か	(1)区内事業者である
提案金額	(1)提案金額の妥当性

二次審査

評価項目	評価の視点
安定性・継続性	(1)利益を上げる力の有無 (2)事業効率の状況 (3)資金力の有無 (4)借入金の返済能力の有無 (5)経営の安定性
組織体制	(1)個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2)法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組
事業実績	(1)本事業と同種の事業の業務実績
区内事業者か否か	(1)区内事業者である

実施体制	(1)事業の実施目的・現状を踏まえた事業実施の基本的な考え方 (2)業務執行体制、要員配置やスケジュールの妥当性 (3)主任技術者・担当技術者の知識、経験、実績 (4)その他効率的な事業運営に係る提案 (5)接遇に関する取組 (6)苦情解決体制
提案内容	(1)業務内容の理解度 (2)提案内容の的確性 (3)提案内容の具体性 (4)練馬区に関する現状認識、分析の妥当性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	(1)区民雇用の促進 (2)再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
提案金額	(1)提案金額の妥当性

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のもを新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙2）に基づき取扱うものとする。

7 その他

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件については、本件委託に関する予算が、令和7年第一回練馬区議会定例会で議決され、配当されてから効力を発するものとする。
- なお、本件にかかる予算が成立しない場合、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責任を負わない。
- (9) 本要領に定めのない事項および本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 問合せ先・担当

練馬区高齢施策担当部高齢社会対策課計画係 横沼

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区役所西庁舎3階

電話：03-5984-4584

電子メール：koureitaisaku02@city.nerima.tokyo.jp